

定款新旧対照表

新	旧	備考
<p>第 1 条～第 20 条 (略)</p> <p><b>第 5 章 総 会</b></p> <p>第 21 条～第 22 号 (略)</p> <p>(開催)</p> <p>第 23 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月又は 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>第 24 条～第 47 条 (略)</p> <p><b>第 10 章 公告の方法</b> (公告の方法)</p> <p>第 48 条 この法人の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>附則 1～3 (略)</p> <p>附則 <u>1 この定款は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。</u></p> <p><u>附則</u> <u>1 この定款は、令和元年 5 月 23 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 20 条 (略)</p> <p><b>第 5 章 総 会</b></p> <p>第 21 条～第 22 号 (略)</p> <p>(開催)</p> <p>第 23 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>第 24 条～第 47 条 (略)</p> <p><b>第 10 章 公告の方法</b> (公告の方法)</p> <p>第 48 条 この法人の公告は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法により行う。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>附則 1～3 (略)</p> <p>附則 この定款は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。</p>	<p></p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>新規</p>